

森林環境譲与税について

◎ 森林環境譲与税とは

森林環境譲与税は、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(以下「法律」という。)に基づき、適切な森林整備を進めるため、国から市町村及び都道府県に譲与されるもので、平成31年度(令和元年度)から譲与が始まりました。

◎ 用途とその公表

森林環境譲与税は、法律でその用途が決まっており、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

さらに、法律第34条第3項の規定により、市町村はインターネットの利用等により用途を公表しなければならないこととされています。

◎ 神流町の用途

用途については、次ページ「森林環境譲与税を活用した事業の実施状況」をご確認ください。

お問合せ先

神流町役場 産業建設課 林業係

電話 0274-57-2111(内線201)

FAX 0274-57-3399

森林環境譲与税を活用した事業の実施状況

(令和4年度)

神流町では、 令和4年度 に森林環境譲与税を活用し、以下の事業を実施しました。

決算額		40,464 千円
内 訳	森林環境譲与税	20,998 千円
	基金利子及び配当金	0 千円
	基金繰入金	0 千円
	繰越明許(事業費)	17,600 千円
	その他 ほかの財源	1,866 千円

実施状況(実績)		事業費 (千円)			事業実績	税導入の効果
事業名	事業内容		森林環境 譲与税	その他 財源		
1	木質バイオマスボイラー導入工事(繰越明許)	木材の地域エコシステム・地域内利用を推進するため、町内宿泊施設に木質バイオマスボイラー1基を設置	17,600	15,930	1,670	古民家の宿「川の音」に木質バイオマスボイラーを導入
2	間伐材利用促進奨励事業	間伐材の有効利用を図る経費として、木材市場、木材製造者へ出荷された材に対し、集運搬費を補助	9,679	9,678	1	間伐材の有効利用を図る林業事業体1者に対し、補助を実施
3	麻生木材ヤード備品購入	丸太はい積用備品等を購入、荷崩防止・作業効率化を図る	2,182	1,860	322	木材麻生ヤードの備品購入 L型チャンネル(丸太はい積み用)
4	城山立木等伐採事業	町有林の針葉樹林の皆伐 植栽、樹種転換を計画	7,975	7,975	0	町有地における針葉樹林の皆伐及び伐採のための作業道開設
5	生利御鉾地区森林伐採事業	重要インフラ施設周辺の整備(間伐)	3,028	1,485	1,543	町有地における混合樹林の間伐
計			40,464	36,928	3,536	